**○内閣府令第二十号**

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （総務調整官及び市町村施策支援推進官）<br>**第八条**　総務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び市町村施策支援推進官それぞれ一人を置く。<br>２　［略］<br>３　市町村施策支援推進官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち、沖縄県内における市町村による施策の企画及び立案並びに実施に関する相談対応、関係行政機関等との連絡調整その他の支援に関する事務で重要事項に関するものを整理する。<br>（経済産業危機管理対策官）<br>**第十条の二**　経済産業部に、経済産業危機管理対策官を置く。<br>２　経済産業危機管理対策官は、命を受けて、経済産業部の所掌事務に関する危機管理業務の重要事項の企画及び立案並びに関係行政機関等との連絡調整に関する事務の一部を整理する。<br>（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）<br>**第二十九条**　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十一人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。<br>［２～８　略］<br>（調査官及び上席調査官）<br>**第三十一条**　金融監督課に、調査官四人以内及び上席調査官二人以内を置く。<br>［２・３　略］<br>（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）<br>**第三十三条**　財務部に、国有財産管理官四人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。<br>［２・３　略］<br>（経済産業部に置く課）<br>**第五十一条**　経済産業部に、次の七課を置く。<br>政策課<br>企画振興課<br>地域経済課<br>商務通商課<br>中小企業課 | （総務調整官及び振興企画官）<br>**第八条**　総務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び振興企画官それぞれ一人を置く。<br>２　［同上］<br>３　振興企画官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項の企画、立案及び調査並びに関係行政機関等との連絡調整に関する事務を整理する。<br>［条を加える。］<br>（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）<br>**第二十九条**　理財課に、調査官五人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十二人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。<br>［２～８　同上］<br>（調査官及び上席調査官）<br>**第三十一条**　金融監督課に、調査官三人以内及び上席調査官二人以内を置く。<br>［２・３　同上］<br>（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）<br>**第三十三条**　財務部に、国有財産管理官三人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。<br>［２・３　同上］<br>（経済産業部に置く課）<br>**第五十一条**　経済産業部に、次の八課を置く。<br>政策課<br>企画振興課<br>地域経済課<br>商務通商課<br>中小企業課 |